



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
5月16日
号外(1)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 条 例

- ※滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(行政経営推進課) 3
- ※滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例(警察本部会計課) 3
- ※滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(子ども・青少年局) 3
- ※滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(警察本部交通規制課) 6

公布された条例のあらまし

- **滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第30号)**
 - 1 宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。(別表関係)
 - 2 この条例は、令和5年5月26日から施行することとしました。
- **滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例(条例第31号)**
 - 1 特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料を新たに設定することとしました。(別表第7関係)
 - 2 この条例は、令和5年7月1日から施行することとしました。
 - 3 その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- **滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(条例第32号)**
 - 1 次に掲げる条例について、子ども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和5年厚生労働省令第48号)による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)等の一部改正等に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第1条から第6条まで関係)
 - (1) 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第6号)
 - (2) 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第7号)
 - (3) 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)
 - (4) 滋賀県認定こども園の認定に関する条例(平成18年滋賀県条例第70号)
 - (5) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第8号)
 - (6) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第9号)
 - (7) 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
 - 3 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
- **滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第33号)**
 - 1 信号機に関する基準について、必要な規定の整備を行うこととしました。(第5条関係)

- 2 この条例は、令和5年7月1日から施行することとしました。

条

例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第30号

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(33)の項中「いう。）および」の右に「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）による改正前の」を、「昭和37年建設省令第3号）」の右に「（以下この項において「旧省令」という。）」を加え、同項テ中「宅地造成等規制法施行規則」を「旧省令」に改める。

付 則

この条例は、令和5年5月26日から施行する。

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第31号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第7第1項の表(2)の項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同表(12)の項中「第108条の2第1項第15号」の右に「または第16号」を加える。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第32号

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例および滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(1) 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第6号)別表第1第1項第4号イ(ア) aおよびd、同項第6号ウ(ウ)ならびに別表第6第1項第5号

(2) 滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第7号)別表第1第2項第2号アおよび第4項第3号エ

(滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年滋賀県条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表第3第2項第4号および第5号中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

別表第5第4項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

別表第8第2項第1号アおよび別表第10第2項第1号イ中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

別表第13第1項第5号中「厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)」を「こども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)」に、「児童自立支援専門員養成所」を「人材育成センター」に、「養成所」を「人材育成センター」に改め、同号ウおよびエ中「養成所」を「人材育成センター」に改める。

(滋賀県認定こども園の認定に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県認定こども園の認定に関する条例(平成18年滋賀県条例第70号)の一部を次のように改正する。

別表第1の7中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第8号)の一部を次のように改正する。

付則第13項中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改める。

付則第14項中「区分省令」を「区分命令」に改める。

別表第1第1項第3号ア中「として」の右に「こども家庭庁長官および」を加え、同項第5号ウ(ウ)中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同表第2項第2号中「場合において」の右に「、同項第3号ア中「こども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」とを加え、同表第6項第1号イ(イ)中「として」の右に「こども家庭庁長官および」を加え、同号イ(イ)中「であって」の右に「こども家庭庁長官および」を加え、同項第2号中「、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業および行動援護に係る基準該当障害福祉サービス

の事業」を削り、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「する第4号オ」との右に「、前号イ(ア)およびイ(イ)中「子ども家庭庁長官および厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 第1項(第1号から第3号まで、第4号キ(ク)、第5号ウ(ア)、エおよびオならびに第6号エ(ア)および(キ)から(ク)までを除く。)、第2項第1号、第3項第1号および第4項第1号ならびに前号アからウまでの規定は、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「第6項第3号において準用する第7号ア」と、同項第17号ア中「第4号オ」とあるのは「第6項第3号において準用する第4号オ」と読み替えるものとする。

別表第4第1項第7号および第2項第1号中「別に」の右に「子ども家庭庁長官および」を加える。

別表第5第3項第1号中「として」の右に「子ども家庭庁長官および」を加える。

別表第14第1項第3号ウおよび第2項第4号ウ中「区分省令」を「区分命令」に改める。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第5項第3号ア中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第6条 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(令和3年滋賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。

付則第4項中「、新指定障害福祉サービス基準条例」を「、滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(令和5年滋賀県条例第32号)第4条の規定による改正後の滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(以下「令和5年新指定障害福祉サービス基準条例」という。)」に、「(新指定障害福祉サービス基準条例)を「(令和5年新指定障害福祉サービス基準条例)に、「第6項第1号エおよび第2号」を「第6項第1号エ、第2号および第3号」に改める。

付則第5項中「新指定障害福祉サービス基準条例」を「令和5年新指定障害福祉サービス基準条例」に、「第6項第1号エおよび第2号」を「第6項第1号エ、第2号および第3号」に改める。

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年5月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第33号

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「歩行者または」を「歩行者および遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）または特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）および」に改める。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。